

## ○第1章 総則

条 文	
<b>第1条 目的</b> この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。	
<b>第2条 定義</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。	
<b>第3条 市民自治の基本理念</b> 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。	
<b>第4条 市民自治の基本原則</b> 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。	
<b>第5条 この条例の位置付け</b> この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
なし	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
参考資料	
【4月27日送付資料】 (資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説	

## ○第2章 市民

条 文	
<b>第6条 市民の権利</b>	
市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。	
2 市民は、市政に参加する権利を有する。	
3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。	
<b>第7条 市民の責務</b>	
市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。	
2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。	
3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	
<b>第8条 事業者の責務</b>	
事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	
<b>平成29年3月 提言内容</b>	
市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえで参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。(第7条)	
<b>主な取り組み事例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりアンケート等各種調査への回答 (※まちづくり市民アンケート回答状況 H29年度：5,000人中2,032人 40.64%、 H30年度：5,000人中2,052人 41.04%、R元年度：5,000人中1,931人 38.62%)</li> <li>・パブリックコメントへの意見提出 (※意見提出状況 H29年度：11案件28人99件、H30年度：21案件86人166件、 R元年度8案件25人74件)</li> <li>・出前講座の利用による情報の取得 (※実施状況 H29年度：97回4,249人、H30年度：94回3,636人、R元年度97回4,376人)</li> <li>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加 (※R元年度実施 出前講座：64回3,315人 市が実施する訓練：4回18,543人参加)</li> <li>・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を5社及び市民活動団体と締結</li> <li>・民間企業等と災害時協力協定を締結(R2.2現在 47法人49件)</li> <li>・(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24)</li> <li>●ホームページや広報えべつを活用して、市民の責務についての考え方を啓発。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 平成29年9月号の広報えべつに特集記事を掲載し、市民の責務を含む市民参加について周知した。(H29)</li> <li>▷ 自治基本条例についてホームページ等に掲載するなどし、啓発した。(H30～)</li> </ul> </li> </ul>	
※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	<p>市民の責務に関する啓発について、ホームページや広報への掲載は、基本的な周知方法として今後も地道に続けていく必要があると考えています。</p> <p>それに加えて、市政やまちづくりに関心がなく、自分が必要とする情報以外に目を向けない市民に対して、今後どのようにアピールしていくかを検討する必要があると考えています。</p>
<b>参考資料</b>	
<b>【4月27日送付資料】</b> (資料4) 提言書(H29.3) (資料5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組 (資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説	

## ○第3章 議会及び議員

条 文	
<p><b>第9条 議会の役割と責務</b></p> <p>議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	
<p><b>第10条 議員の責務</b></p> <p>議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年4回、市議会だよりを発行（S60～）</li> <li>・ 議会ホームページの開設（H15～）</li> <li>・ 委員会傍聴者に対する資料の提供（閲覧用）（H24～）</li> <li>・ 議会基本条例の制定（H25）</li> <li>・ 委員会における請願者の陳述機会の確保（H25～）</li> <li>・ 本会議のインターネット中継の実施（H26～）</li> <li>・ 議会報告会の開催（H26～）</li> <li>・ 一般質問における一問一答方式の実施（H24～）</li> <li>・ 委員会における自由討議の実施（H25～）</li> <li>・ 議案に対する賛否の公開（H26～）</li> <li>・ 議会フェイスブックの開設（H29～）</li> <li>・ 議会広報広聴委員会の設置（H29～）</li> <li>・ 政務活動費領収書の公開（H30～）</li> <li>・ 委員会録のホームページ公開（H31～）</li> <li>・ 請願審査における陳情者の陳述機会の確保（R2～）</li> </ul>	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	<p>本章に規定する議会および議員の取り組み姿勢については、条例の趣旨のとおりであると考えます。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>（資料4）提言書（H29.3）</p> <p>（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説</p>	